

貸出停止に関するお知らせ

返却期限日を30日過ぎても返却していない資料がある場合、下記のサービスが利用できなくなります。

- ★ 貸出(予約取り置き資料を含みます)
- ★ 貸出期間の延長
- ★ 予約の申し込み
- ★ 予約資料の受取館の変更
- ★ 予約資料の取り置き期間の延長
- ★ 電子書籍

返却期限日を30日過ぎている資料をすべて返却していただいた時点で、利用の制限は解除になります。

* 図書館資料の弁償をお願いした日から数えて60日を過ぎても弁償資料をお持ちいただけない場合も利用の制限の対象となります。



返却期限を守らないと、ほかの方の迷惑になります。
ルールを守ってご利用ください。